

經濟産業省
環境省 令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令及び第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

經濟産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令及び第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成十五年環境省令第十号）
- 二 第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令（平成十六年環境省令第一号）

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。